

お知らせ



パネル展・ウェブサイトで紹介します ユニバーサル就労協力企業

市では、平成29年4月1日に、「富士市ユニバーサル就労の推進に関する条例」を施行し、働きたい気持ちはあるものの働きづらさを抱えている市民への、就職支援の取り組みを始めました。以来、市内の多くの企業からご協力をいただいています。市はさらなる広まりを目指し、協力企業のPRをしています。

パネル展示

協力企業をPRするために、市役所でパネル展示を行います。

働きたいけれど、さまざまな理由で働いていない人にとって、仕事を提供していただける協力企業の存在は、大変心強いものです。どのような企業が協力企業として登録しているか、ごらんください。

とき／1月7～31日（土・日曜日、祝休日は除く）8時30分～17時15分
ところ／市役所2階市民ホール

内容／協力企業に認定した市内の126社（10月末現在）のうち、約60社のパネルを展示します。パネルには、企業名・事業内容などの基本情報や、ユニバーサル就労に関する取り組みの紹介のほか、経営理念や「我が社の自慢」など、それぞれの企業のセールスポイントを掲載します。また、写真を掲載している会社

もあり、社内の様子や仕事内容がわかります。

ウェブサイトで紹介

ウェブサイトででも、協力企業を紹介しています。また、協力企業のうち3社がパイロット事業所として指定され、実際に雇用した事例を紹介しています。

協力企業は着実にふえています。最新の情報はこちらをごらんください。

ユニバーサル就労広報室ウェブサイト
<https://f-uw.com/company.html>



問い合わせ

生活支援課

☎(55)2886 ㊟(55)2987

✉f-u-seikatusen@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲詳しくはこちら

お知らせ



がん患者と家族を支えます 若年がん患者等支援事業

若年がん患者（40歳未満のがん患者）等の支援事業として、平成31年4月1日以降に妊孕性温存治療、医療用補整具購入、在宅療養生活を行った人に対して、費用の一部を補助します。

①若年がん患者妊孕性温存治療費支援
対象／がんの治療により生殖機能が低下するまたは、失うおそれがある

と医師に診断された、妊孕性温存治療開始日において40歳未満の人
補助内容／精子・卵子・卵巣組織などの採取及び凍結保存までの一連の医療行為に必要な経費（入院費、食事代など、温存治療に直接関係のない費用を含みません）

※補助は1人1回のみ。平成31年4月1日以降に治療が終了した場合が対象です。
補助上限額／男性（精子凍結保存）：2万円、女性（卵子、卵巣組織の採取凍結保存、胚または受精卵の凍結保存）：40万円

②がん患者医療用補整具購入費支援
対象／がん治療による脱毛または乳房を切除したことに伴う医療用補整具を購入し、過去に他の同種の補助を受けていない人
補助内容及び補助上限額／医療用ウィッグ

③若年がん患者在宅療養生活費支援
対象／医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した若年がん患者で、がんの治療を目的とした治療を行わない、サービス利用時40歳未満の人
補助上限額／居宅サービス（訪問介護、訪問入浴介助等）：月額4万5千円、福祉用具貸与：月額2万7千円、福祉用具購入：4万5千円（1人につき1回）

※サービス利用料の10%に相当する額を控除し、補助上限額と比較していづれか少ない額を補助。
各支援事業について詳しくは、市ウェブサイトをごらんください。
【市ウェブサイト】くらしと市政↓健康・福祉・子育て↓健康・医療↓若年がん患者等支援事業

問い合わせ

健康政策課（フィランセ西館1階）

☎(64)8992 ㊟(64)7172

✉ho-kenkou@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲詳しくはこちら